

北海道自然保護協会会報
Nature Conservation Society of Hokkaido

1995年3月号

No. 90

NC HOKKAIDO



石狩川河畔のミスバショウ
写真：鮫島 惇一郎

新たな動きをみせる大規模林道

寺島 一男 (理事)

◆林道でない林道

もうとうに破綻したと思われる大規模林業圏開発計画の大規模林道が、新たな路線の建設に向けて動きだした。網走管内置戸町と釧路管内阿寒町を結ぶ、総延長七一キロ、幅員七メートル、二車線完全舗装の「置戸・阿寒線」である。

大規模林道は、現在、網走管内の滝上町と留辺蘂町を結ぶ「滝雄・厚和線」(総延長六五・八キロ)と、日高管内の平取町とえりも町を結ぶ「平取・えりも線」(総延長九二・六キロ)が着工されている。

大規模林道といわれても耳慣れない人が多いに違いない。高度成長下の一九六八年、林野庁が新全国総合開発計画(新全総)の一環として「大規模林業圏開発構想」を打ち出したが、その大動脈として位置づけられた林道が大規模林道である。林道とはいえ、幅員が七メートルあり通常の林道とは目的も役割も違う国道並の「林道」だ。悪名高いスーパー林道の幅員でさえ、四・六メートルである。計画は、この林道を全国に二七路線、総延長で一九八二・四キロつくることになっている。

最近、この自然破壊と不要の道路に対し、東北地方を中心に反対運動が高まって、山形県の「真室川・小

国線」は、工事が中断の事態になっている。

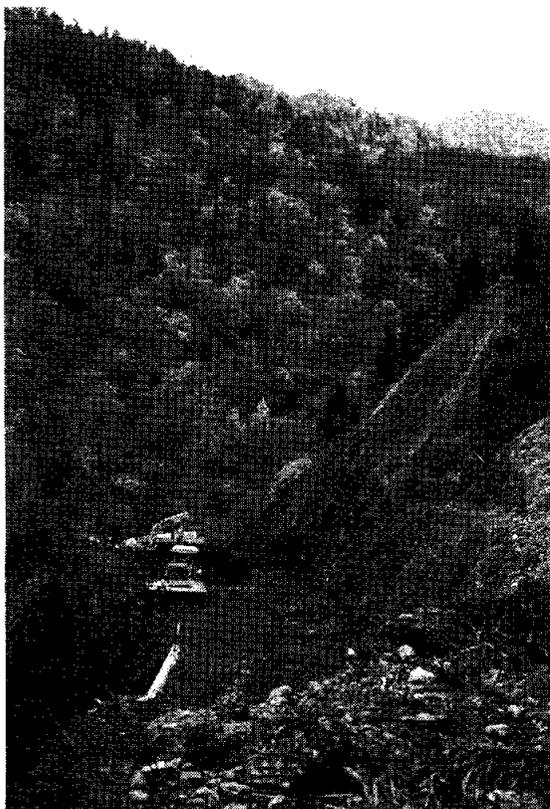
◆問題多い大規模林業圏

大規模林業圏開発計画(構想)は、利用度の低い大規模な森林地帯を対象に、林業を中心にした総合的な開発を推進するとして、北海道をはじめ北上山地など全国七か所が対象圏域に選ばれている。

北海道では、日高・大雪・阿寒・北見(五支庁一市三六町村)の山地、面積二一八万七〇〇〇鈔(北海道総面積の四分の一)が指定されている。

道はこの計画を、当時、第三期北海道総合開発計画の先導的開発事業

に位置づけて実行しようとした。しかし、北海道の計画は、①本来の大規模林業圏の意義に反して、北海道に残された優れた天然林地帯を選んで線引きし、森林資源を食いつぶす
②圏域内に、大規模林道五路線およそ四〇〇キロ、中核林道(幅員五メートル、完全舗装)一五路線およそ六〇〇キロ、その他の林道およそ六八〇〇キロをつくる土建屋事業であったこと、③圏域内の優れた景勝地五か所(面積二一八〇〇〇鈔)に、森林レクリエーションエリアを設け、年間六〇〇〇万人にもおよぶ観光客を呼び込む計画になっていたこと、④計画期間中



に、林業労働者をおよそ一万二〇〇〇人減らし、また中小の木材関連工場をおよそ二三〇減らして大規模工場を増やすなどの合理化計画であったこと、⑤有効かつ具体的な自然保護対策が何一つなく、大規模な自然環境破壊が予想されること、などの諸問題があって、構想が出された段階から反対の声が広がった。

北海道では自然保護団体や全林野を中心に、シンポジウムや討論会、現地調査や現地集會などが開かれて、反対運動が大々的に展開された。このため計画の着工は大幅に遅れ、当初予定の五年後（一九七九年）に「滝雄・厚和線」が、九年後に「平

取・えりも線」がようやく着工された。

しかし、高度成長はすでに終わり、森林を巡る社会情勢は大きく変わって、構想自体も過去の遺物となった。道もこの間、計画の見直しを進めたが、当初計画の破壊は誰の目にも明らかで、本体計画を欠いた大規模林道だけが、唯一メンツを保つように取り残された。だが、その工事の進捗率は、「滝雄・厚和線」四九・七%（過去一四年間）、「平取・えりも線」一三・二%（過去一〇年間）と振るわなかった。

◆リゾート開発の動脈として

それがなぜこの時期に、新たな路

線開発に向けて動き出したか。第一は、リゾート絡みの道路網の拡充である。「滝雄・厚和線」と「置戸・阿寒線」は、オホーツク観光圏と阿寒観光圏を直結する路線だ。現在、置戸と東大雪の十勝三股は、曲がりくねった細い砂利道でつながれているが、この道路を整備すれば簡単にリゾート法の適用を受けた「富良野・大雪リゾート地域」とも結びつく。

この地域はすでに西武グループのコクドが、富良野を核に美瑛富士・糠平温泉・士幌町に、スキー場とゴルフ場を中心に据えたりリゾート開発を展開中で、昨年から通年全面開通した国道二七三号線に加え、上士幌町十勝三股の開発構想、士幌高原道路の開通が実現すると、大雪山国立公園自体が一大観光ゾーンに変身する。大規模林道を通じて、さらに新たな観光ルートが形成されることは間違いない。

◆天下り先の延命策

第二は、本州各地の大規模林業圏地域で指摘されているように、森林開発公団の延命策だ。大規模林道の建設は、森林開発公団の手で行われる。林野庁の「天下り」先として知られる森林開発公団は、もともと熊野川流域（紀伊半島）と剣山周辺

（四国）の森林開発のため、時限立法により設立された機関だ。一九五六年に設立され、六一年には所期の目的の事業が完了した。本来、この時点で解消されるはずの公団が、水源林造成事業を手がけて延命をはかり、六五年にはスーパール林道事業、六九年には大規模林道事業と、次々と権益を拡大した。

九五年度の大規模林道関連整備事業費は、一九九億五六〇〇万円で、公団年間予算の三分の一を占める。公団における大規模林道の果たす役割が、いかに大きいかがわかる。いずれにしても、大規模林道の新たな路線の着工は、無用な道路を建設して血税の膨大な浪費をするだけでなく、森林を中心とした新たな自然破壊を生み出すことは間違いない。道民の目を避けるように、密かに進む大規模林道の建設に対し、いま改めて注目をする必要がある。

とっておきのポイント

大雪山の旭岳温泉にきた人は、上へ上へと足を運ぶ。無理もない。眼前にロープウェイがかかり、最高峰旭岳へ登らなくとも高嶺の花々が待っているのだから。

そこで目を横にして、一切上には行かず水平に足を運ぼう。駅舎前の駐車場の北縁からピウケナイ沢の方に向かって、小径が延びる。いまにも消えてなくなりそうで頼りない道だが、意外にしっかりしていてど

んどん行くと愛山溪まで出てしまう。このコースがおもしろい。手垢のつかない名もない湿原があちこちに見え隠れし、幽玄境を思わせる北星沼もある。ピウケナイ沢には、人間がすっぽり隠れ腕程の太さもある蔭があり、少し沢詰めすれば「幻の滝」にもご対面できる。紅葉の季節、松仙園湿原を通して愛山溪に抜けるコースがおすすめだ。ただし、一人歩きは禁物である。

久保喜一会員提起に係る 裁判の経緯について

理 事 会

一 はじめに

久保喜一会員（札幌市西区在住）が、当協会および元会長の八木健三名誉会員（札幌市南区在住）を被告として提起した書面開示等請求事件に対する判決が、一九九四年一月一日、札幌地裁であった。判決の内容は、久保喜一会員の請求をすべて棄却するもので、久保喜一会員の全面敗訴、本協会および八木健三名誉会員の全面勝訴に終わった。この裁判は、当協会および元会長の八木健三名誉会員が被告として訴えられるという前代未聞の出来事であり、会員の皆さんにその経過をお知らせするのが理事会の責務と考えられる。そこで、裁判の経過を要約してお知らせしたい。

二 最初の訴えの提起と取下げ

今回の裁判と密接に関連しているのが、久保喜一会員が、当協会および八木健三名誉会員を被告として、一九九三年一月八日に提起した書面取消等請求事件なる訴えである。

久保喜一会員は、それ以前から「訴状」を含むさまざまな文書を各所で配布し、当協会の活動や内部の出来事を予断と憶測を交えて批判してきたが、実際に出訴にまで至ったのは、これが初めてであった。

請求の趣旨は、当協会が一九七二年四月一四日、当時の東条猛猪会長

名で堂垣内尚弘知事（当時）にあてた『大雪山国立公園土幌一然別湖線道々に関する要望』（同地域をトンネルその他適切な方法によって被害を最小限に止めるよう、工事変更をお願いする）という内容の書面）を取り消す旨を北海道その他に通知し、さらに「土幌高原道路」環境影響調査による収益を開示せよなどというものであった。しかし、この裁判は一九三年一月二六日に久保喜一会員の都合により訴えの全部が取り下げられている。これら一連の事実は、九四年五月一〇日、右裁判の訴状が、裁判所からではなく、久保喜一会員から八木健三名誉会員に郵送されてのちに、はじめて当協会の知るところとなった。

三 今回の訴えの提起

久保喜一会員は、一九九四年六月二一日、新たに書面開示等請求事件なる裁判を提起した。内容は、当協会と八木健三名誉会員に対して、当協会の九四年度通常総会（九四年五月一四日開催）における八木健三名誉会員の「生きておりませんっ！」と発言した事実等（NC第八七号五ページ参照）について謝罪し、撤回

せよなどというものであった。

久保喜一会員個人に対して、当協会が、八木健三名誉会員の発言の一部を撤回したり関係者に通知したりする法的な義務を負っていないことは明らかであり、この訴状は、そもそも訴えの体をなしていないものと判断された。しかし、当協会が被告として訴えられた前代未聞の裁判であることから、理事会で協議した結果、市川守弘弁護士（当協会常務理事）を訴訟代理人に選定し、慎重に対処することにした。

当協会は、八月二五日の第一回口頭弁論において請求の却下及び棄却を求める答弁書を裁判所に提出し、さらに請求の法的根拠を具体的に説明するよう、久保喜一会員に求めた。

四 訴えの変更

久保喜一会員は、九月二八日付で訴変更申立書を提出し、次回発行を予定している会報（NC）に、久保喜一会員の要求する文面どおりの文書を掲載せよなる請求をしてきた。当協会は、一〇月一三日の答弁書で、久保喜一会員の請求には法的な根拠がなく、しかも久保喜一会員の請求が、いたずらに当協会を困惑させる目的で行われているものと評価せざるをえないことから、訴えをすみや

かに棄却するよう裁判所に求めた。

五 再度の訴えの変更

久保喜一会員は、一〇月三十一日付で、再度、訴変更申立書を提出してきた。今回の請求の内容は、九四年度通常総会の議事録（とくに、一九九三年一月八日の久保喜一会員による訴えの提起から取り下げまでの経過をめぐる久保喜一会員と八木健三名誉会員の議論）を要約して九四年七月発行の会報（NC第八七号）に掲載する際に、久保喜一会員の社会的評価を棄損する文言を選別し、巧妙に編集して掲載したこと、および同会場における佐藤会員の発言を改造したことによって、筆舌に尽くし難い精神的苦痛をうけたので、慰謝料総額四〇〇万円その他を支払えな

どというものであった（この中で、久保喜一会員は、「佐藤」会員を、現副会長の佐藤謙会員と混同しているが、全くの人違いである）。

久保喜一会員によるこのような度重なる訴えの変更は、際限のない裁判の引きのばしをはかるもので、今回の裁判にかける久保喜一会員の誠意を疑わしむるものである。そこで、当協会は、訴えの変更は認められないこと、および久保喜一会員が当初の請求について法的根拠を明示して

いない以上、久保喜一会員の請求は直ちに棄却されるべきことを、裁判所に求めた。十一月二十四日、第三回目の口頭弁論が開かれたが、久保喜一会員から右請求の法的な根拠に対する回答はなかった。

六 判決

第三回口頭弁論から七日後の十二月一日、判決の言い渡しがあった。

内容は、冒頭にも紹介したとおり、久保喜一会員の請求をすべて棄却するもので、会報記載の件については、「原告の社会的評価を棄損する文言の選別である」とまでは認められない」と判断し、会報の即時回収・廃棄の件等については、「その発生原因が主張されているとは認められないので、主張自体理由がない」と判断している。当協会の主張が全面的に認められたのである。久保喜一会員は、その後、控訴しなかったことから、この判決内容が確定した。

久保喜一会員による今回の訴訟は、当初より法的な根拠に欠けることが明白であったが、それにもかかわらず、当協会はその対応に追われ、相当程度の時間を裁判対策に費やさざるをえなかった。また、久保喜一会員が、二度にわたり訴えを変更したことは、いたずらに当協会を困惑さ

せ、裁判をもてあそぶもので、到底、許されるものではない。

現在、当協会が取り組むべき問題は山積しており、この種の無益な裁判に労力をとられるのは、当協会にとって重大なマイナスである。当協会としては、この種の訴訟の再発防止に万全を期すつもりである。

以上

自然観察会 に来ませんか？

テーマ 『春のウトナイ湖』夏鳥のさえずりを聞きながらウトナイ湖を観察します。

場所 ウトナイ湖バードサンクチュアリ

集合場所 JR植苗駅前

日時 95年5月28日(日) 8時30分～12時頃

昼食、双眼鏡、図鑑が必要

※参加費はいりません。
申し込みは不要です。



黄金山はクマゲラの森

300本の巨木林伐採中止を勝ちとる

来

風

猪

昨年十二月より、浜益村の黄金山
一帯の伐採計画に対して行われた
「クマゲラの森」を守る行動につい
て、みなさまのご協力により、一部
の伐採中止を確約させるなどの成果
を勝ち得たことを、ご報告いたしま
す。

暑寒別天売焼尻国定公園内の黄金
山付近には、国の天然記念物の野鳥
クマゲラが営巣できる大径木が残る
数少ない場所であり、貴重な動植物
が生息しているため、北海道自然保
護協会は、いち早く伐採の中止な
どを求める質問状を林野庁に提出し
ました。

そのことを受けて、地元住民から
も声があがり、私どもは営林署に抗
議行動をとりました。この対象地は、
うちの家より1kmの裏山から10km以
内の地域なのです。私の目の前で、
ガリガリと巨木が切り殺され、家の
前を流れるいと木の虐殺体が運ばれ
ていくのを黙って見ていることはで
きません。

そこで、すぐさま営林署と業者に
対して、黄金山は小学校の校歌にも
うたわれているように、村民が子ど
もから老人にいたるまで、たとび
親しんでいる象徴的な山であり、そ
の一帯の伐採を中止するよう申し入
れました。また一方、対象地の調査

に入り、六度の入山によって、クマ
ゲラの写真撮影に成功しました。

この一連の行動によってわかった
のは、まず第一に、なんといっても、
直径五十〜七十cmの巨木のおいしげ
な森というものは、真冬でも生き生
きと精気をはなっており、八生の気
配▽につつまれた八生命の泉▽だっ
たということ。それは、三十年
〜五十年前の皆伐で、今では直径二
十〜三十cm前後の木々の山となっ
てしまった、浜益の平均的な山々とは
まったくくらべものにならないもの
です。「ああ、このような森こそを
後世に残したいものだ」と痛切に感
じました。冬山を歩くことによって、
今まで思ってきた山とか森の概念と
価値観が変わりました。

そのような森にクマゲラはいます。
「クマゲラの森」こそ、鎮守の森
であり、「自然宝の森」だといふこ
とです。

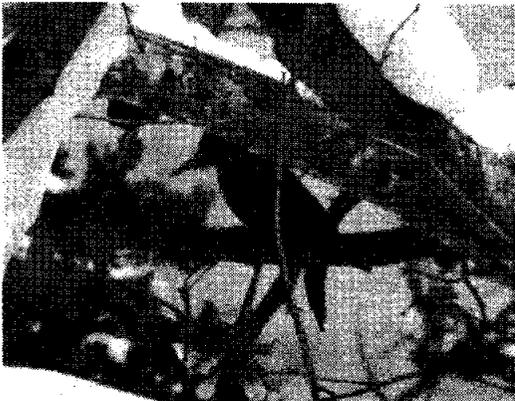
森はいのちをはぐくむ。森は海をそ
だてる。森は人を助ける。森はやさ
しい生命の泉……。これが、私が発
見し、確認した大切な心です。

また、黄金山から浜益岳にかけて
の保安林地域は、木が少なく雪原の
ような風景です。クマゲラのいる地
域は、沢ぞいの奥の大径木のある地
域で、第三種地域の伐採対象地であ

り、ネコのひたいほどしか残ってい
ない、浜益でも数少ない最後の巨木
林地域です。

営林署の関係者にきいてみると、
おどろいたことに、国定公園内の大
径木は、保安林であるなしかかわ
らず、すべて伐採対象となっており、
日高と知床の「特定地域」以外での
択伐は、まったく自由選別で行われ
ているのが実態のようです。

まず、営林署の職員が仕事として
調査に入ります。「調査」するとは、
すなわち二〜三年後に伐採すること
を意味しています。これに対して心
ある職員は、残したい林は「調査」
からはずすことで抵抗しています。



黄金山のクマゲラ

黄金山の場合は三年前に「調査」し、十月に「売買」し、冬期に伐採する計画でした。千八百ヘクタールの区域に生える天然トドマツ（全体の八割）、シナ、ナラなどの樹木合計三千九百立方メートル、二千八百十二本を対象木としていること。売買契約内容は、三年以内に伐採・搬出することになっており、三千万円で売却済みと地元業者から聞きました。業者によると、直径五十〜七十cmの木は、村内には極うすで「むりをして買った」そうです。

「調査」には、通称「足どり図」という図面があり、正式には「調査進行図」といいます。この図面にそって、業者は一本一本の伐採対象木の「番号入テープ」を確認しながら「赤ペンキ」を塗って歩き、その赤ペンキを「目印」にして、作業員が伐採することになっています。その作業を「森林官」一名が「立ち合」って確認することになっています。

伐採は「対象地の十五〜二十%の木を択伐する」（営林署）としていますが、実際に伐採跡地を見ますと、山は、はだか状態となっています。これは、実際には、ほとんどの巨木を伐採対象としているという理由だけでなく、業者が正式の伐採木だけでなく、それ以外の木も盗伐してい

る可能性があります。作業のじやまになる木は「支障木」として切りま

す。伐採木には「番号テープ」の他に「根ばり」の所に直径三センチの黒い極印が打ってあります。また、伐採の後に総本数の十%を「後地検査」し、伐根の上に極印を打ちます。ですから、きちんと森林官が仕事をすれば、盗伐を防げるはずですが、しかし、「他の仕事もあるため」に「立ち合い」も数度現場に足を運び、数時間いるだけですし、「後地検査」も九十%は野放しですから、実態は業者による伐採はフリーパス状態といえます。

国有林の木は国有財産です。木一本でも切るには、法的な許可が必要なのはいうまでもありません。法的手続きをとっていない伐採は、まぎれもない盗伐です。したがって、私達は独自にこの盗伐調査をして、伐採木以外の木の根にペンキでしるしをつけて歩き作業時に現場確認する必要があります。

それから「択伐」とは、魔法のような言葉です。「択伐」であれば、「国定公園」であろうが「保安林」であろうが、おかまいなしで伐採しているというのが現実です。そして営林局と業者の一部の者で、独断的

な伐採地の決定を行う癒着の構造があるということです。このことは、一部の人間が国有林を私物化して、独断し癒着する危険な構造にあることを示していますし、今後、おおいに問題となるでしょう。

今日の、森林法などの法体系を貫いている「営林優先」の思想、つまり「木は人のために切るものだ」という考えは、今日の世界の自然状態からして、現状にあわな古い思想であり、根本的に考えなおさねばならないと思います。

営林署は、伐採は「老木・巨木を切り、山を若がえらせるため」といいます。しかし、これは直径五十〜六十cm以上の巨木に営果するクマガエラの絶滅を意味しており、「生命の泉」としての森の喪失を意味します。したがって、鎮守の森はなくなり、下流に災害が起こることになります。「生命の泉」としての森を守るための法体系を根本から問い、それを立案、実現することが、今、求められていると思います。

浜益には「千本ナラ」という神木が三本あります。五十年前は、このような大きなナラは山じゅうにはえていたそうです。それを全部切ってマキにしてしまった。どうしてひと山残しておかなかったのか。

浜益村の山々の現状をみて、直径五十〜七十cmの巨木の森は数えるほどで、ネコのひたいしかありません。ここ数年で、これらも皆伐される可能性があります。山をまるはだかにし、マキにして燃やしてしまっただという過去の大病と同じように、今日直面している問題は、残されている自然宝の森を、全部失ってしまうか否かということです。これは、浜益にかぎらず、今、全道につきつけられていることだといえます。

また、営林署に問うたところ、今回の伐採地に隣接した地域で、七年度か八年度に合計二千六百立方メートル、約二千五百本を「調査」する計画があるといえます。この地は、黄金川流域の最後に残った巨木地です。今回、直径七十cmの大径木三百本の伐採中止を勝ち得たとしても、最後の巨木地を失ったら大きな損失です。今回の一部の自然宝を残せたことをバネに、今から連続して闘おうと思っております。

私はこの冬の創作として、黄金山や川をテーマにして「縄文山河」を創作いたします。また「クマガエラの森」という絵本も創作しましたので、今年中には、発表できると思います。今後とも、みなさまのお力ぞえをよろしく願っています。

（浜益村在住、陶芸家）

“えりも”の自然

駒井千恵子

“えりも”は日高山脈の先端が海に没するところで、風が非常に強く、はるか沖では黒潮と親潮がぶつかりあい、春から夏には独特の海霧を発生させます。

そんな特有の条件が、豊かな自然を作るのでしょうか。植物は種類が多く、その数は千種以上といわれ、野生動物も数多く生息しています。海にはゼニガタアザラシが、ちよつと山に入るとエゾシカの群れによく出合ったり、春にはキタキツネがあちこちの巣穴で子育てをしています。そのなかでも花々は美しく、“えりも”の誇れる自然だと思っています。三月になると、芽吹くまえの木々を通して柔らかな日差しが大地を包みます。この頃、落ち葉の重なりに目を凝らすと、かならずフクジュソウが顔を覗かせ、そのほとんどが数本ずつの固まりをつくり、それは可愛いフクジュソウの家族の集まりのようです。

でも三月から四月の野は霜で被われることが多く、霜に見舞われた花びらは、透明の痛々しい姿になってしまいます。それでもくじけることなく、ときには、雪に見舞われても、恐れることなく早春を告げてくれるのです。

つづいて、ヒメイチゲ、エゾノリュウキンカ、ミズバショウ、カタクリ、エゾオオサクラソウ、オオバナノエンレイソウ、エゾエンゴサクなどが、つぎつぎに山野を彩ります。

なかでもミズバショウやカタクリ、オオバナノエンレイソウは、まるで自然の庭園のように、美しい大群落をつくります。とくにミズバショウの群落は、どこで見たものよりも美しく、静かな森に妖精の大集団が住んでいるようにも思える素晴らしいものです。

カタクリが咲き始めると、野はピンクのカーペットをしきつめたように見えますから、遠くからでも開花の状態が一目でわかります。でも花期が短かく、うっかりすると美しい時期を逃したりしがちです。

たおやかなシラネアオイ、ひっそりと咲くヒトリシズカ、青紫にゆれるヒダカハナシノブ、可憐なクロユリが咲くころは、野は深い緑に埋もれてゆきます。

そのころになると、襟裳岬、百人浜の海岸草原にも花の季節がやってきます。

六月ハクサンチドリが草原にほころびはじめると、ミヤマアズマギク、ハマエンドウ、センダイハギ、トキソウ、エゾスカシユリ、ヒオウギアヤメ、ヤマブキシヨウマ、ハマナス、

ヒメイズイなどが目立ちはじめ、山野より一ヶ月遅れで、オオバナノエンレイソウ、エゾエンゴサクも海岸草原をにぎあわせます。

セイヨウミヤコグサ、ハマナス、ミヤマアズマギク、タチギボウシ、チシマセンブリ、エゾマツムシソウ、コハマギク、ヤマハハコなどが季節ごとに大群落をつくっていた百人浜は、大部分でクロマツが植林され、植林されていないところは、後わずかになりました。

しかし一昨年植林した部分は、元来樹木の成育できるような地質ではなかったからでしょうか、伸びが悪

く、マツムシソウ、チシマセンブリが次第に回復してきて、昨秋は青紫に美しく林床とかざっていました。

あとわずかに残っている部分には、絶滅が心配されている植物が数種あり、その個体数は非常に多く、広い範囲で分布しています。これらの植物が、知られないまま掘りかえされ、踏みつぶされるのは残念です。目の前の利益だけでなく、事実をみつめて、将来、宝になるのは何か。神話のような言葉には、はやく目覚めて欲しいと思っています。

仙庭さんとのこと

仙庭さんと初めてお会いしたのは、十数年前のことになります。私は花の写真を撮っていましたから、自然と係わりの深い仙庭さんとお会いするのは必然的なものだったのでしょう。

五年前になりますが、えりも町の町政要覧作成の際に、襟裳岬周辺を彩る花の紹介と、花の魅力についての対談を載せることになり、仙庭さんと私の花談義になりました。

一昨年、百人浜の花のために、尽くしていただきましたが、秋になって、ふと「えりもに来て一番良かったことは、町政要覧に載ったことだなあ」と、しみじみおっしゃって

ました。この時、ご心労があったことを思い、大変申し訳なく思いました。

亡くなる数日前、ご家族で山の紅葉を取っていた仙庭さんに偶然お会いしました。

いま私には、紅葉を手にした、お元気だった仙庭さんの姿だけが残っています。

追悼の意味を込めて、仙庭さんの心にあつた、町政要覧での対談の一部分と、その時の写真を引用させていただきます。

仙庭 フキノトウなんかをみていると、「咲くぞ、咲くぞ」って感じてね。

駒井 次々咲いてくるので忙しくて、あの花はあそこで咲いていると思うと。

仙庭 こんな可憐なのが雨や風に耐えてよく咲いたなってね。人間は耐えられないけど、花は耐えられるんだな。あー、今年も咲いてくれたな、



とね。生命力の強さがないと、あそこでは生きていけないんだね。三、四年して初めてあの土地に馴染んで、矮性化して枯れなくなる。

頃から結構咲いているけどこれで来年までおしまいかな、と。花のことはずっと頭の中にありますよ。だから、ガイドブックを作ったりね。岬と灯台だけじゃなく、もっともつとえりもの良さを知ってほしいからね。ただマップで紹介すると、そこが荒らされるんじゃないかと。それにはマナーを求めるほかに、ガイドのボランティアが必要だと思いますね。

仙庭 そう、お金のことなんかもね。家に戻ったらまた思い出すんだけどね。駒井 写真を撮っているときは、世の中に自分一人だけのようない感じがするんですね。それも人間っていうより自然の中の生き物っていうような。

私にはなるけれど、それによって植物たちはすごく犠牲になるでしょう。自然は自然のままで見ることが一番ですよ。

仙庭 そういう時はしみじみと幸せだなという感じがしますね。春、カタクリが

一面に咲いていて、誰もいないところで鳥の声だけが聞こえる。こういう状態は自分だけでなくみんなにも分けてあげたいな。

仙庭 ボクはコハマギクが咲くと、これで終わりかなと、思うね。十月

(えりも町在住)

大盛況となった 「大雪山の花とナキウサギを語る会」

江部 靖 雄 (理 事)

二月十八日(土)午後二時から、札幌市教育文化会館において、「大雪山の花とナキウサギを語る会」が開催されました。この集会は、土幌高原道路問題を考えるジョイント集会の第一弾として、当協会、十勝自然保護協会、道自然保護連合の共催で実施されたものです。集会に先立ち札幌の中心街で、八団体四十余名により集会チラシと土幌高原道路反対リーフレットを配り、市民の関心と反響を呼びました。

当日はあいにくの吹雪でどうなることか心配されましたが、全道各地から三百五十名を越す参加があり、大盛況となりました。講演に先立ち、俵会長から、大雪山の国立公園にいたる歴史的経緯と、自然を守ることの大切さを訴える挨拶があり、引き続き「北海道の遺産エゾナキウサギ」と題して川道武男氏(大阪市立大学助教授)が、また「とっておきの大雪山」と題して梅沢俊氏(植物写真家)が、スライドを使い、エピソードを交えながら楽しく語ってくださいました。講演のあと、地元からの報告として十勝自然保護協会の及川会長から、北海道が推進する全線トンネル案では、百億円ともいわれる税金がたった十分の短縮のために浪費されるとの批判とともに、今後の

決意が述べられました。最後に川道氏は、質問に答える形で、然別湖周辺のナキウサギの生息環境は、交通量の増大により悪化の一途をたどっており、この上、土幌高原道路によりさらに交通量が増大することは、この地域のナキウサギの生存を危うくすると警告されました。

ジョイント集会は第二弾「生命つ

つむ大雪(講師梅沢俊氏ほか)」が三月二十五日(土)午後六時から、旭川の勤労者福祉会館において開催され、さらに第三弾「とっておきの大雪山」が、五月十三日帯広において開催されることになっています。各々の集会の成功に向けて、皆さんの積極的な参加を期待しています。



陳情書 要望書 意見書

大雪山国立公園内「道々士幌然別湖線」に関する公園計画の取扱いについての要望書

一九九四年十二月十九日

環境庁長官 宮下創平 様

(旭)北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

大雪山国立公園内の道々士幌然別湖線(以下・士幌高原道路という)に関する自然保護上の取り扱いについては、一九八八年八月六日づけ及び一九九二年十月十九日づけで、「厚生省時代の古い公園計画にとらわれず『林部会長談話』の趣旨を十分に生かし、自然を守る環境行政の姿勢を明確にし、国立公園行政を後退させることなく取扱う」ことを要望したところであります。

しかしその後も、事業主体の北海道は「駒止トンネル案ルートなら環境が保全される」として事業推進の姿勢をとり続けてきました。ところが「駒止トンネル案」に対しては、北海道自身が定めた「北海道自然環

境保全指針」との矛盾、あるいは環境影響評価における野生動物の過小評価など、自然保護上数々の問題点や矛盾点が明らかとなり、全国から十万人を超す反対署名が集まるなど自然保護世論が高まりました。このため、北海道では昨年秋に「駒止トンネル案」を断念して「全線トンネル案」の方向を検討し、去る十二月七日には、北海道議会で知事が「新トンネル案」を公式表明しました。環境庁では、一九六五年に厚生省が士幌高原道路を公園計画に追加し、公園事業として承認した経緯のあることを無視することができないため、新トンネル案を支持し、近く新トンネル案の受皿となる公園計画の見直しを行うべく、自然環境保全審議会に諮問する予定と聞いております。

しかしながら、この道路計画は新トンネル案とすれば問題が解決されるというものではありません。そもそも公園計画の見直しは、行政の継続性や既得権を尊重すれば事足りるのではなく、過去の計画が、その後の永年にわたる社会経済的状況の変化、あるいは自然環境に関する新しい情報の蓄積や価値観の変化などに応じ、今後も継続されることが適切であるか否かが、客観的に検討されなければならないのです。

自然 事典 41

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

島山 武 道

(北大法学部教授)

この長い名前の法律は、一般にはあまり知られていないが、きわめて重要な法律である。従来あった文化財保護法、鳥獣保護法、自然公園法などは、限られた種の保護のために、限られた範囲の行為を規制するにすぎない。そこで、個体だけではなく、生息地・生育地をふくめて絶滅のおそれのある動植物を包括的に保護するために、この法律が一九九三年に制定されたのである。

特定の種を保護しても意味はないのであって、今後は、周辺の生態系、さらには河川や湖沼などの流域全体の保護に進む必要がある。

この注目すべき法律も、行政に運用への熱意がなければ「絵にかいた餅」になってしまう。そこで、広く市民の意見を行政に反映させ、行政が法律の執行を怠るときは、それをチェックする手続が必要なのである。この法律の模範となったアメリカ合衆国の Endangered Species Act は、市民が保護種の指定を申請し、それに不服があるときは裁判で争うことを認めている。現在、アメリカでは、太平洋沿岸北部の原生林にすむマダラフクロウの保護が大論争になっているが、このフクロウの保護種への指定や、原始林伐採の規模縮小も、環境保護団体が繰り返し裁判をおこなって勝ち取ったものである。日本の自然保護法には、このような規定が全く見当たらず、大きな欠陥をかかえているといわざるをえない。

保護の対象となるのは、国内希少野生動物種、国際希少野生動物種、商業的な繁殖が可能な特定国内希少野生動物種、それに緊急指定種の四つである。これらの動植物の捕獲や譲り渡しは、原則として禁止される(ただし、特定国内希少野生動物種は、届け出れば事業として譲り渡しができる)。また、生息地保護のために特別制限地区、管理地区、監視地区の三つの保護区が設けられ、工作物の設置などは許可(監視地区では届出)が必要である。しかし、保護区を離れ島のように設け

土幌高原道路は別記理由書に詳しく述べた通り、①新しい環境情報を総合し将来を展望した価値観に則って策定された「北海道自然環境保全

指針（一九八八）に矛盾し、②国立公園の道路の在り方の憲法といわれ「林部会長談話（一九七三）」に反するばかりでなく、③一九六五年当時とは社会経済的状況が変化したため、道路の目的、必要性、効果な

どが、現在ではすっかり「無用」あるいは「あいまい」なものとなつてしまひ、現在でもなお必要性や効果があるということを事業執行者である北海道自身が説明できない実情にあり、④しかも国立公園区域外ないし風致的価値の低い部分（土幌町）を活性化するために、風致のすぐれた重要な部分（然別湖・東ヌブカウシ山）の自然環境に犠牲を強いるという、国立公園計画として本来あってはならない本末転倒の考え方に立脚するなど、明らかに不合理な計画であります。

環境庁が定めた「国立公園又は国定公園の公園計画再検討実務要領（一九八〇）」には、「道路事業」について、「事業執行状況を確認し、公園事業として執行中のものについては、公園計画として残すものとするが、事業執行者、道路体系等を勘案

し、現計画が不合理であると認められる場合は、実態に合わせて公園計画を変更するものとする」とありま

す。この要領に照らしても、土幌高原道路は「実態に合わせて公園計画を変更」する必要がありません。したがって北海道自然保護協会は下記の通り要望いたします。

記

一、土幌高原道路の新トンネル案は、まだ事業者からの変更承認申請ができる段階に達していないにもかかわらず、その「受皿」となるべき公園計画の見直しが行うことは自然保護上妥当とはいえないので、先行させないこと。大雪山国立公園の全体的な公園計画の見直しスケジュールから、全体的見直しが必要な場合は、土幌高原道路該当部分を切り離して審議すること。

二、土幌高原道路の審議に際しては、その未開削部分について、道路の開削が自然環境に与える影響が懸念され、道路の目的、必要性、効果などにも重大な疑問があり、環境庁が定めた「国立公園又は国定公園の公園計画再検討実務要領」に照らしても「実態に合わせる」必要があるもので、公園計画車道から削除すること。三、東ヌブカウシ山から白雲山く天

望山一帯の自然環境は、きわめて優れた特異性を有することが明らかにされているので、次期の公園計画見直しまでに環境庁が自然環境調査を行い、特別保護地区へ格上げすること。「土幌高原道路新トンネル案が『不合理』であることの理由書」が続きませんが、長文のため省略します。編集者)

大雪山国立公園の公園計画見直しに関する要請書

一九九五年一月十九日

北海道知事 横路孝弘 様

(北海道自然保護協会)

会長 俵 浩三

当協会では一九九一年一月十一日づけで貴職あてに「大雪山国立公園内美瑛富士スキー場計画の取扱いに対する要望書」を提出し、美瑛富士周辺の普通地域はきわめて優れた自然地域であり、この一帯が普通地域となっているのは異例なので、公園計画の見直しを早急に行つて特別地域に格上げすることを要望しました。またその要望書の写しを添えて環境庁長官および林野庁長官に同様趣旨のことを要望いたしました。しかし、その要望に対して貴職からは今日まで何の連絡もいただくことができませんでした。ところが去

る一月 日づけの新聞によると、一九九一年の北海道議会において、「大雪山国立公園計画の見直し案に対する知事意見書を環境庁へ提出する際には、自然保護団体と話し合う」旨の答弁をしていたにもかかわらず、昨年十二月に「自然保護団体との協議は行わずに、北海道として公園計画見直し案に特に意見はない、として環境庁に回答した」と報道されており

ます。当協会としては、そのような経緯があつたことは承知しておりませんが、もしこれが事実であれば、まことに遺憾なことであります。

したがって当協会としては、下記のことを要請いたします。なお、この要請に応えることは、新しく制定された「環境基本法」第二六条（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）および第二七条（情報の提供）の趣旨に合致すると考えられることを申し添えます。

記

一、大雪山国立公園計画見直し案を公開し、関係する自然保護団体などに内容説明を行うこと。

二、関係する自然保護団体などから見直し案に対する「意見等」が寄せられた場合は、知事意見書の補足資料として環境庁へ申達すること。

大雪山国立公園内「道々士幌然別湖線」に関する公園計画の取扱いについての補正要望書

一九九五年二月二十七日
環境庁長官 宮下創平 様

(財)北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

このことについては、すでに一九九四年十二月十九日づけで要望したところでありましたが、その後、新たな展開がありましたので、次のことを補正いたします。

道々士幌然別湖線(以下士幌高原道路という)については、北海道知事が工事再開を表明した一九八七年の道議会で、「地元自然保護団体のコンセンサスを得ながら」進めるとの方針を示しました。北海道自然保護協会は、全道的規模の会員を擁する北海道を代表する自然保護団体として、知事から社団法人の設立認可を受けているにもかかわらず、当時から士幌高原道路問題に批判的立場をとっていたため、「コンセンサスを得る相手ではない」として、いまままで話し合いを拒否されてきました。しかし「新トンネル案」が公表され、新たな局面を迎えたため、本年一月北海道土木部から士幌高原道路について第一回の説明を受ける機会を得ました。

この話し合いによって士幌高原道路は、その目的、必要性、効果がきわめて「あいまい」であることが改めて浮き彫りとなりました。すなわち当日に提示された説明資料『一般道道士幌然別湖線道路計画の概要』(北海道土木部一九九四年十二月)によると、この道路の果たす役割として、①災害発生時等の短縮・代替ルート確保による民生の安定、②然別湖畔の住民等の生活交流圏の拡大、③士幌町等、地元町の地域振興対策の支援、④大雪山国立公園の利用拠点と地元町の観光拠点との効率的な連絡、⑤東大雪地域、道東地域における広域観光ルートの形成、が挙げられていますが、このいずれの役割も士幌高原道路が「是非とも必要」という論拠にはなっていないのです。

まず、この「役割」から山火事防止が消えたことにより、従来、北海道が「士幌高原道路は山火事防止のために必要」としてきた論拠が「虚説」に過ぎなかったことが明白となりました。北海道は、「山火事に役立たない新トンネルがなぜ『最良』なのか」という質問に対して、まともな説明ができないのです。

次に、①災害発生時等の短縮・代替ルート確保による民生の安定、については、その必要性を一応は理解

できません。しかし、大雪山国立公園内には、天人峡、勇駒別(旭岳)をはじめ、一方向からしか到達できず、しかも然別湖畔より規模の大きい温泉集落があるのに、災害多発地帯でもない然別湖だけには、なぜ三方向目の到達道路が是非とも必要なのか、なぜ三方向目がなければ「民生が安定しないのか」という点について合理的な説明はありません。「到達道路は多ければ多いほどよい。絶対必要というわけではないが、環境庁が認可してくれるから実施する」という程度の答えしかありません。

②然別湖畔の住民等の生活交流圏の拡大、については、現状でも必要な「交流」はなされており、士幌高原道路がなければ交流が促進されないなどということとは、まったくありません。とって付けたような希薄な理由です。

③士幌町等、地元町の地域振興対策の支援、については北海道は、「士幌高原道路による地域振興の予測調査は何も行っていない、活性化するかしないかは道路ができてみなければ分からない、地元から要望があるからそれに応える」という程度の説明です。北海道も地元町も活性化にただ漠然とした期待をもっているに過ぎないのです。また、もし活性化

の効果があつたとしても、それは前の要望書に記したとおり「公園区域外を活性化するため国立公園に犠牲を強いる本末転倒」の、不合理な公園計画であります。

④大雪山国立公園の利用拠点と地元町の観光拠点との効率的な連絡、については、ここに至って始めて国立公園利用との関係がでてまいりましたが、残念ながら新トンネル案はほぼ全線が地下を通過し車窓展望がきかないので、「環境基本計画」でいう「自然探勝・野生動物観察等の自然体験型の自然とのふれあい」はできません、公園利用計画道路としての適性に欠けています。しかも然別湖畔は現在でもオーバークロス状態となっています。ただ単に士幌町から然別湖畔に連絡する道路であれば、既存道路の活用で十分です。

⑤東大雪地域、道東地域における広域観光ルートの形成、については、帯広から然別湖まで、わずか一〇分の短縮に過ぎません。「広域観光ルート」は一〇〇km、三〇〇km、半日、一日オーダーでのドライブを対象にしますから、わずか一〇分程度の短縮連絡は、新ルートの形成にはほとんど寄与しません。既存の道路網によるネットワークに比べ、とくに効果があがるとは考えられません。

以上のように土幌高原道路は、その目的、必要性、効果がきわめて「あいまい」で、新たな公園計画の見直しのなかで公園計画道路に位置づけるのは「不合理」であります。

なお前の要望書に対して、自然保護局の担当者から「道路の必要性や役割は建設省サイドが判断するもので、環境庁は判断しない」旨の説明を受けました。しかし環境庁が定めた「国立公園又は国定公園計画再検討実務要領（一九八〇）」には、「道路体系等を勘案し」とあり、また「林部会長談話」では「その道路が是非必要であり、他にこれに代わる適切な手段が見出だせないことが前提」とされています。このことから、国立公園計画において道路の必要性や役割を判断する必要があることは、明白であることを申し添えます。

パンフレット「自然にやさしい道づくり」の内容に関する抗議および質問書
一九九五年二月二十七日
北海道知事 横路孝弘 様

(由)北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

大雪山国立公園内の道々土幌然別湖線に関して、最近、帯広土木現業

所が「自然にやさしい道づくり」一般道々土幌然別湖線「土幌高原道路」というパンフレットを制作し、地元関係者などに配布しております。

しかし、その内容を見ると下記のように、道路建設に都合のよいことばかり強調し、自然保護に対する配慮を欠いた、不公平、不正確なものであります。これは国民・道民の税金を使って公共団体が作成する資料としては、甚だしく不当であり、環境基本法第七条（地方公共団体の責務）の趣旨にも反するもので、その責任は制作者である帯広土木現業所のみならず、北海道が負うべきものと考えます。

したがって、このような内容のパンフレットを制作し、それを地元関係者などに配布することに対して、強く抗議するとともに、下記「二」とおり質問いたしますので、ご回答くださるよう、お願いいたします。

記

一 内容の不公平、不正確さ

(一) 北海道自然環境保全指針への言及がない

知事は一九八九年に「北海道自然環境保全指針」を定め、そのなかで土幌高原道路の未開削部分に相当する「東ヌブカウシ山」を「保護水準Ⅰ」（周辺を含めて厳正に保全）「利

用水準Ⅰ」（徒歩利用に限定）との指針を示した。これによれば土幌高原道路は認められないことになるが、「自然にやさしい道づくり」では、このことに言及されていない。

(二) 「林談話」への言及がない

国立公園内の道路建設に関しては、一九七三年に環境庁自然環境保全審議会の「林部会長談話」の考え方が示されている。この「林談話」に従えば、既存道路が存在するのに短縮連絡で、しかも貴重な自然環境を通過する土幌高原道路は認められないことになる。土幌高原道路は一九八七年の参議院環境特別委員会の質疑を通じて、「林談話」の適用除外と解釈された経緯があったとしても、「林談話」は国立公園内の道路建設の基本となるべきものである。その基本が「自然にやさしい道づくり」では言及されていない。

(三) 道路促進要望はとりあげ反対要望は記載しない

「地元からの要望の経緯」には、地元からの道路建設促進要望は細大もろさず紹介する一方で、日本生態学会、日本哺乳類学会、各地の自然保護団体からの自然保護要望、全国から集まった十一万名を越す反対署名などには言及されていない。

(四) 北海道自然保護協会を作為的に

利用している

「環境影響評価の経緯」には、北海道自然保護協会が北海道の依頼を受けて環境調査を行った事実はないにもかかわらず、「北海道自然保護協会に調査を依頼」と、あたかも北海道が北海道自然保護協会に依頼したかのような書き方をしている。また「事業の経緯」には、北海道自然保護協会が一九七二年に「トンネル案」を要望した、二〇年以上も前の「古証文」を記載しておきながら、その後の「新しい」反対要望はいっさい記載していない。

(四) 「自然にやさしい道づくり」は羊頭狗肉

以上のように「自然にやさしい道づくり」は、自然環境保全や自然保護世論に配慮することなしに、道路の目的も必要性も効果も「あいまい」となった三〇年前の土幌高原道路計画を、強引に建設することしか念頭にない、北海道の姿勢を象徴するものである。「自然にやさしい道づくり」は表紙のタイトルだけで、その内容は「羊頭狗肉」の批判をまぬがれない、きわめて、不公平、不正確、不当なものである。

二 「自然にやさしい道づくり」に関する質問

(一) 北海道が、国民・道民の税金を

使って、このように不公平、不正確な「自然にやさしい道づくり」を作成した責任を、知事としてどのように感じているか。

(二) この「自然にやさしい道づくり」は、地元関係者に対する「説明会」に使用されたと承知しているが、

「地元関係者は土幌高原道路道路建設に賛成」という世論は、このよう不公平、不正確な情報を通じて形成されたと考えられる。地元説明会は公平な情報提供のもとに「やり直し」すべきではないか。

(三) 知事は一九八七年の道議会で土幌高原道路工事の再開を表明した際に、「地元自然保護団体のコンセンサスを得ながら」事業を進めたいと表明した。しかし「自然にやさしい道づくり」のような態度では、自然保護団体のコンセンサスを獲得どころか、反発を招くことが必死である。知事はどのように自然保護団体のコンセンサスを得ようとしているのか、明らかにされたい。

NCニュース



(会場記載のないものは
事務所で実施・敬称略)

一九九四年度第四回拡大常務理事会
一九九四年十二月十四日

出席者 俵、佐藤(謙)、市川、熊木、土方、福地、池田、江部、稗田、水尾(十一名)

議題

一、久保裁判について

十二月一日に判決があり、原告(久保喜一会員)の請求が棄却された。

二、土幌高原道路問題について

三者協議会から提案されたリーフレット作成と講演会開催を承認した。なお講演会は札幌、旭川、帯広で開くことが了承された。

三、紺谷理事の辞任について

紺谷氏からの理事辞任届と添付文書につき検討した。文書の内容は事実誤認と独断的見解が多く、また紺谷氏が同文書を会員や報道機関等に送付していることなどから、NC一月号に会長コメントを掲載することになった。(抄)

「サクラソウ・エゾコウソリナ・ヒダカハナシノブ

花いっぱいエコツアー」

今回は、ヒダカソウやエゾコウソリナなどの固有種が多い、高山植物の宝庫アポイ岳(八一〇・六m)の中腹まだ足をのぼし、百人浜では海岸植物、海岸草原では湿原植物の観察をします。最後に訪れるのはツアーのメインであるサクラソウの群落地。

かれんな花との出会いから、まわりの景観をも含め、もう一度自然の大切さを考えてみませんか。

ご案内はいつものように俵浩三会長(専修大学北海道短期大学教授)を講師に、自然観察指導員である福地郁子常務理事がいたします。

日程 六月三日(土)～四日(日)

コース札幌発(八時半)ー様似町アポイ山麓(一三時・昼食)ーアポイ岳登山道より登山(五合目山小屋付近まで)ーえりも町

「えりも岬ユースホステル」泊

「えりも岬ユースホステル」発(八時半)ーゼニガタアザラシ視察ー百人浜・黄金道路展望台(途中昼食)ー新冠町判官館森林公園内低層湿原とサクラソウ群落地見学ー札幌着(一八時半)

貸切観光バス

えりも岬ユースホステル(男女別相部屋)

四〇名

二五、八〇〇円(全食事付き)

りんゆう観光(☎〇一一・七一・七一〇六)

※ツアー名は「身近な森を訪ねるエコツアー」となっておりますので、その名前で申し込んでください。

新会員紹介

94・10・23～95・1・28現在

【個人A会員】

四宮 康雄 中村 広治
高野 美代子 加藤 和子
安藤 忍 武村 圭
斉田 寿子

【学生会員】

竹腰 寿

(敬称略)

雪だるま基金

一戸静夫 五、〇〇〇円

☆ありがとうございます。

(敬称略)

寄付金

梅沢 俊 一〇、〇〇〇円

☆ありがとうございます。

(敬称略)

寄贈図書

寄贈者 北海道開発局

・千歳川放水路に関する技術報告

寄贈者 北海道

・北海道環境科学研究センター所報

NC編集室より

・本紙に掲載されているように、石狩支庁管内浜益村の黄金山一帯で計画されていた国有林の伐採は、猪風来さんをはじめ地元の方々のおかげで、一部が中止されることになったことは喜ばしいかぎりです。

・「えりも」の「自然」に書かれている仙庭さんは、九十三年の「百人浜のクロマツ緑化」問題において、百人浜の自然を残すため、当協会に問題提起をされるとともに、地元で

ご努力された方です。また、アポイ岳の登山道新設問題など、えりも周辺の自然保護に熱心に取り組んでおられました。あまりにも早いご逝去が残念です。

・次号は六月十五日原稿締切り、七月下旬に発行の予定です。皆さんの投稿をお待ちしています。

(土方)

事務局より

道南の函館市では、積雪ゼロの宣言がすでにされたとか。札幌も昨年に比べたら半分以下の降雪で、今年は雪融けも早いのではないのでしょうか。

三月は、年間の事業を完成する時期であると同時に、決算や、新年度の事業の策定に伴う予算案の作成等も重なって、事務局も毎日テンテコ舞いの忙がしさです。これから三月末、四月、五月と会員の有志の方々のお手伝いを頂きながら、皆様の手許に会報をはじめ、会誌や連絡・通知等をお送りします。それら活動の資源となる年会費の納入が遅れている方は、早急にお収めくださる様お願い致します。

(山辺)

個人A会員 四、〇〇〇円

個人B会員 二、〇〇〇円

(A会員と同一世帯の会員)

学生会員 二、〇〇〇円

団体会員 一〇、一五、〇〇〇円

【会費納入方法】

郵便振替口座

〇二七二〇一七四〇五五

北海道拓殖銀行本店 〇二七二五九

(普通)

北海道銀行本店 一〇一四四四

(普通)



一九九四年三月二十五日

〒060 札幌市中央区北三西十一加森ビル5六階

発行所 社団法人北海道自然保護協会

電話(〇一一)二五一一五四六五

発行人 俵 浩 三

印刷 俵 広報社印刷

この紙は再生紙を使用しています。